

# 北海道消費者被害防止 ネットワークニュース No.25

【事務局】北海道立消費生活センター <http://www.do-syouhi-c.jp> (指定管理者(社)北海道消費者協会)  
〒060-0003 札幌市中央区北 3条西 7丁目 北海道庁別館西棟 2階 TEL 011-221-0110 FAX 011-221-4210

## 稚内市・下川町に、消費者被害防止ネットワークが 設立されました！

地域消費者被害防止ネットワークは、平成 19年度までに道内 30ヶ所に設立されています。  
ネットワークの一番の強みは、身近にいる人々が互いの連携によって、きめ細かな情報を共有し、地域の中で消費者被害の予防体制をつくることができることです。もし、自分の周りに相談できる人がいれば、早い段階で被害の拡大や未然防止につながります。

本年 4月、下川町に「下川町安全 安心まちづくり会議」、また 5月には、稚内市に「稚内市消費者被害防止連絡会」が設立されました。道内ではこれで 32ヶ所目となります。

これからも多くの市町村にネットワークが設立され、北海道全域の住民が安心して暮らせるまちづくりを目指すためにも、是非設立を働きかけましょう。

消費者被害から高齢者・障がい者を守る最新情報

### 見守り新鮮情報

見守り新鮮情報は平成 20 年 4月以降、内閣府から独立行政法人国民生活センターへ移管しています。

全国の消費生活センターなどの現場でキャッチした警戒を要すると思われる悪質商法の情報を電子メールで発信しています。希望されるかたは、パソコンか携帯電話のメールアドレスを登録すると無料で受信できます。ぜひ登録して、情報を効果的に活用しましょう。

登録先》

[http://www.kokusen.go.jp/mimamori/mj\\_mgtop.html](http://www.kokusen.go.jp/mimamori/mj_mgtop.html)

このような、情報が配信されます。大きく引き伸ばして、啓発資料としてお使いいただけます。

**見守り新鮮情報 第32号**



90歳のひとり暮らしの女性宅に宅配便で「カニ」が届いた。代金引換というが、訪問介護中のヘルパーが本人に聞くと、「頼んでいない」と言うので受取りを保留。「電話が来て、カニが好きかと聞かれたので、はいと答えただけ」という。

**頼んでいないのに勝手にカニが送られてきた**

■平成20年3月頃から ■九州・沖縄地方で

#### ひとこと助言

- あいまいなやり取りに憑じて、勝手に商品を送りつけてくる手口です。このような場合、受け取ることも支払う必要もありません。
- この事例は社協から消費生活センターに寄せられたものです。ひとり暮らしの場合は、家族や支援する方の注意が必要です。
- お気軽に、お住まいの自治体の消費生活センターをご利用ください。



## 無料サイトがきっかけで出会い系サイトのトラブルに - 期待を抱かせる巧妙な手口で不当な請求 -

### (1)意図せず出会い系サイトに入り 料金を請求されるケース

**事例 1** 無料の懸賞サイトに登録したら、携帯電話に4等 400万円の懸賞に当選したというメールが届いた。賞金を受け取るために必要といわれ、出会い系サイトに登録したうえ何度もメールを送った。結局賞金は振り込まれなかった。

**事例 2** 無料の占いサイトに登録したら、出会い系サイトからメールが届くようになり「女性無料」とあったので興味本位に利用した。会ったときポイント代は肩代わりする」と相手言うので有料となってからもメールを続けていた。会う直前にいつもキャンセルされ、相手は「サクラ」ではないかと不審に思うようになった。

**事例 3** 無料の着メロサイトを利用したら、複数の出会い系サイトに登録になったようで、難病の子を持つ父親だという人からメールが届き、同情して話を聞いた。ポイント代を払うと言うので、相談に乗ったりしていた。結局、相手から支払われないまま、利用料を請求されている。

### (2)サイト利用経験者が二次請求にあう ケース

**事例 4** 以前利用していた出会い系サイトの料金が3万円未払いのままになっていると債権回収会社から請求があった。自分は利用料を払って、まだポイントが残っている状態で退会している。届いたメールはすべて削除していた。

**事例 5** かつて登録していた出会い系サイトを利用してないからとサイトの代行会社からレンタルサーバー代を請求する電話があった。登録したサイトは完全無料だが、同時登録となった有料サイトでは30日間利用しないとレンタルサーバー代がかかるという利用規約を確認したが、それも規約は見当たらなかった。



### 【消費者へのアドバイスとして】

- (1) 無料サイトに容易に近づかない
- (2) 不当な請求に対しては支払わないこと
- (3) 出会い系サイトのメールが届いたら

請求があっても容易に連絡したり、氏名や住所、勤務先などの個人情報をお教えしたりしてはいけません。執拗な請求はドメイン指定拒否の設定をし、必要に応じてアドレスを変更する。メールの内容は証拠として残す。

悪質な広告メールは、[迷惑メール相談センター](#)（財）日本データ通信協会へ情報提供する。不安なことや困ったことがあれば消費生活センターに相談する。（過去に裁判手続きを利用した架空・不当請求があったので、「裁判所」から通知が届いた場合は放置せず、消費生活センターへ相談する）